

本市における主な計画等について

○苫小牧市総合計画

総合計画は、これからの苫小牧をどのようなまちにしていくかという「まちづくり」の長期的な目標や考え方を示す、苫小牧にとって基本となる一番大切な計画（最上位計画）です。

総合計画の中では、基本構想（本市が目指す理想の都市）を明らかにしています。

本市は、理想の都市を「人間環境都市」としています。また、「人間環境都市」を実現するための基本となる「基本計画」と、その実施に関する「実施計画」を策定しています。

人間環境都市とは、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

【総合計画の体系】



※現在は、苫小牧市総合計画（基本構想・第6次基本計画）（計画期間：平成30～34年度（2018～2022年度））により、まちづくりが進められています。

○市政方針

市長は、市政運営の方針について具体的に市民に明らかにし、説明する必要があります。このため、各年度のまちづくりの方針及び方針に基づく、政策を明らかにしたものが市政方針です。また、市政方針では、総合計画に定められたまちづくりの目標を実現するための具体的な取組等も明らかにしています。

○都市計画マスタープラン

都市づくりの整備方針などを総合的・体系的に定めた計画です。この都市計画マスタープランは、市の総合計画等に即して定めるものであることから、苫小牧市総合計画第6次基本計画の策定に伴い、現在、都市計画マスタープランの改定についての議論が行われています。

○予算編成方針

市長が予算編成の基本的な考え方をまとめた方針です。この予算編成方針に基づき、各々が予算編成に取り組みます。

【大まかな予算編成の流れ】

- ・市長が予算編成方針を示す
- ・財政課で市税や国からの交付金など、収入の見込みを立て、予算規模を推計する
- ・各々が財政課に予算の要求書を提出する
- ・財政課が要求内容のヒアリングを行う
- ・財政部長が要求内容を査定 → 市長が要求内容を査定
- ・各々に査定結果を示す

このようにして作成された予算案は、2月の市議会定例会において審議されます。

○財政基盤安定化計画

今後の財政需要に対応可能な財政基盤の強化のための指針です。

【財政健全化に向けたこれまでの計画】

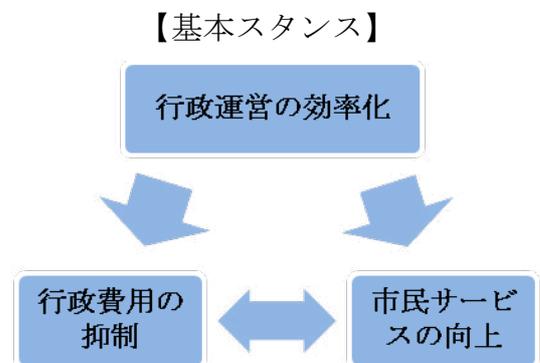
- ・財政健全化計画 Step1（平成 19 年度～平成 21 年度）
- ・財政健全化計画 Step2（平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・財政健全化計画 Step3（平成 25 年度～平成 27 年度）
- ・財政基盤安定化計画（平成 28 年度～平成 30 年度）

財政基盤安定化計画は、本市の財政状況について健全化を図る段階（財政健全化計画 Step1～Step3）から強化する段階へと移行したことを意識し、財政の健全性を確保しつつ、基盤強化に取り組んでいます。

○行政改革プラン—NEXT STAGE—

行政費用の抑制や市民サービスの向上を図るための具体的な取組を策定したものです。

厳しい財政状況を背景に、これまでは行政費用の抑制に主軸を置いた取組を中心として行政改革を行ってきましたが、現在の行政改革プラン—NEXT STAGE—では、「行政運営の効率化」を追求し、「行政費用の抑制」に向けた取組を継続する一方で、「市民サービスの向上」を積極的に実施する内容となっています。



○まちなか再生総合プロジェクト・プログラムパート3（CAP3）

まちなかを取り巻く情勢の変化や課題などを的確に捉え、将来の人口減少・超高齢社会に対応した「持続可能なまちづくり」の実現に向けての基本的な方向を示したものです。

これまでは、人口減少と超高齢社会に対応可能なまちづくりを進める観点から、高齢者の住みやすいまちなかの実現を目指してきましたが、CAP3では、新たに子どもたち、若い世代、子育て世帯も巻き込んで、多様な世代による日常的なにぎわい創出の推進を目指しています。

○公共施設等総合管理計画

本市の所有する（インフラを含む。）全ての施設を対象に、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた計画です。

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、市民と行政が施設に関する課題を共有し、更新・統廃合・長寿命化等を計画を行うことを目的としています。

【基本理念】



○苫小牧市危機管理指針

苫小牧市における危機管理対処の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を図ることにより、市民の生命、身体及び財産の安全と被害を防止・軽減することを目的とした指針です。

【苫小牧市の危機管理】

危機管理計画・マニュアル	想定される危機の種類
苫小牧市地域防災計画	災害対策基本法の災害 (自然災害、事故災害)
苫小牧市国民保護計画	武力攻撃事態等及び緊急対処事務 (ミサイル攻撃、大規模テロ等)
個別危機管理マニュアル	事故・事件等の緊急事態 (感染症、健康被害、環境被害等)

※今回の胆振東部地震では、「苫小牧市地域防災計画」に基づいた対応が行われています。

【その他の危機管理に関する計画等】

- ・苫小牧市水防計画～苫小牧市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定しています。
- ・避難所運営マニュアル～避難者が安心して避難所生活を送るため、円滑な避難所運営のあり方や活動方法の参考とするものです。
- ・苫小牧市災害時備蓄マニュアル～災害時の避難所運営に必要な食料や飲料水、物資等の備蓄、供給について基本的な考え方を示したものです。

○東胆振定住自立圏共生ビジョン

圏域の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき関係市町村が連携して推進する具体的な取組内容を明らかにするものです。

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣市町村が、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みです。

※東胆振定住自立圏では、苫小牧市が中心市となっています。

